

## 社会福祉法人仁成福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁成福祉協会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員並びに定款第6条に規定する評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	50,000円	3,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	50,000円	3,000円

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬等を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	50,000円	3,000円

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等については、支給しないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。

2 常務理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬等を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、職員旅費規程別表6の医師及び管理者の運賃表に基づくものとする。

(出張旅費)

第5条 理事長及び役員・評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬等を支給することができる。

(理事長が出張する場合)

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
職員旅費規程別表6 医師及び管理者の旅費規程の交通費を適用する	50,000円	100,000円	実費

(役員・評議員が出張する場合)

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
職員旅費規程別表6 医師及び管理者の旅費規程の交通費を適用する	50,000円	50,000円	実費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は実情を考慮し、決定することができる。
- 4 旅費等は概算払いすることができる。この場合は、出張終了後10日以内に精算しなければならない。

(旅費の調整)

第6条 4日以上<sup>1</sup>の法人業務で出張した場合の諸経費(宿泊費・報酬)については、第5条に掲げる額に次の率を乗じて得た金額とする。

- (1) 出張期間が4日の場合は80パーセント
- (2) 出張期間が5日以上の場合は70パーセント

- 2 本法人の所有又は本法人が借上げた車両、船舶等により出張する場合については、バス賃、鉄道賃及び船賃は支給しない。
- 3 本法人以外の者の旅費負担により出張する場合においては、この規程による旅費は支給しない。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 2月 1日より適用する。

附則 平成30年 1月 1日 改正

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	100,000円	3,000円	
常 務 理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	50,000円	3,000円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	50,000円	3,000円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	50,000円	3,000円	